

電波適正利用

推進員制度

電波適正利用推進員制度は総務省四国総合通信局長より電波環境に関する活動について委嘱されているボランティアです。電波の適正な利用のためのさまざまな活動を行っています。

混信受信障害など、電波の利用に関してお困りの方は、推進委員または事務局までご相談ください。

お問い合わせは

電波適正利用推進協議会四国事務局 〒790・0814 松山市味酒町1・10・2  
(089・947・1914)まで

環境センターの

運転休止

環境センター（し尿処理場施設）は、機械設備の点検などのため8月12日～15日の4日間、し尿などの受け入れができません。そのため、各家庭の収集もできませんのでご注意ください。

お問い合わせは

生活環境課処理場整備係  
(880・6557)まで

市民からのお便り

最近ゴミ出しマナーを心得てステーションがきれいになって気持ちいいです。係員の方ご苦労様です。

業務用ごみ袋の使用

（事業所の方へ）

南国市では条例により、事業所自ら処分できない一般廃棄物は、市の指定の業務用ごみ袋を使用していただいています。まだ家庭用ごみ袋でゴミステーションに出している事業者の方は業務用ごみ袋を購入し適正に処理するようお願いいたします。

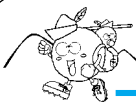
指定ごみ袋代金はごみ袋代ではなく、ごみ処理手数料となっております。

業務用ごみ袋の種類・価格  
業務用ごみ袋(大)80円/枚  
ごみ収集許可業者と契約して取りに来てもらうごみ袋  
業務用ごみ袋(小)60円/枚  
可燃ごみ収集日にゴミステーションへ、1回につき2袋までなら出すことができます  
ごみ袋

\*業務用ごみ袋は生活環境課で販売しています。スーパーマーケットなどの量販店では販売していません。

お問い合わせは

生活環境課環境係  
(880・6557)まで



知って得する国民年金

保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れ（未納）があると、老齢基礎年金の年金額が少なくなったり受けられなくなったりします。また、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れがあった場合、さかのぼって支払うことができるのは2年以内に限られ、2年を超えると納めることができません。

保険料の納付が困難な場合、保険料免除の手続きをしましょう。

保険料を未納にしておくのと、免除の扱いにするのとでは将来受ける年金額に大きな差ができます。未納期間は年金を受けるための期間には含まれず、将来受ける年金額に全く反映されません。

保険料免除が認められると年金を受けるための期間に含まれ、その期間の年金額は、全額免除の場合は、保険料を全額納めたときと比べて3分の1、半額免除の場合は3分の2として計算されます（半額免除は半額の保険料を納めないと未納になります）。

免除期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます（追納）。ただし、2年以上経過した分については免除された当時の保険料に一定の加算額がかかります。

\*追納した期間は、本来の年金額として計算されます。

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

老齢福祉年金を受けている方へ

平成17年度の年金額は、全国消費者物価指数の対前年比が0.0%だったことから、昨年度のまま据え置かれることになり、年額407,100円になります。

\*年金の支払いは、毎年4月・8月・12月（受給権者が請求した場合は11月）の3回です。支払日の11日（11日が土・日曜日の場合は、その前日）以降に郵便局に年金証書と印鑑を持参し、支払いを受けてください。平成17年8月の支払いは11日からです。

\*なお、本人・配偶者・扶養義務者に一定額以上の所得がある場合、その年の8月から翌年7月までの年金の支払いが制限されます。

年金証書の提出について

今年8月に老齢福祉年金を受け取ったら、年金証書（緑色）を市役所年金係に提出してください。提出用の封筒は郵便局に用意してあります。証書の提出が遅れると次回の年金の支払いが遅れますので注意してください。

お問い合わせは

市民課年金係（880-6555）  
南国社会保険事務所（864-1111）

# ごみ出しは定められた日に!

お問い合わせは、  
生活環境課環境係 ( 8 8 0 - 6 5 5 7 ) まで

次の点を必ず守ってごみを出してください。

指定日の午前5時～8時までに出してください。  
お住まいの地区のごみステーションに出してください。  
\* 地区外のごみステーションには出さないでください。

可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ピンは指定袋で出してください。  
\* 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
8/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下啗内、物部、久枝(開田)
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
9/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合



## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
8/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠住宅
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下啗内、物部、久枝(開田)
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
9/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)



\* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
8月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
8月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
8月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
8月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北)、岩村、下啗内
8月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
9月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺
8月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
8月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、
8月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
8月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
8月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北) 岩村、下啗内
8月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
9月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)